

特別国際種事業者（象牙製品等を取り扱う事業者）

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）」

第33条の6第1項の規定に基づき、登録を行っており、象牙製品等を取り扱うことができる事業者です。

登録番号	T - 3 - 13 - 25018
名称	有限会社 星野印房
住所	東京都中央区日本橋本町四丁目15-11
代表者の氏名	星野 剛
譲渡し又は引渡しの業務の対象とする特別特定器官等の種別	ぞう科の牙 及びその加工品
登録の有効期間の満了の日	2021年5月31日

(注 意 : C A U T I O N)

象牙、タマイ製品等の国外持ち出しは、原則としてワシントン条約、国内法により認められていません。

The export of ivories and hawksbill turtle shells from Japan is prohibited in principle under CITES and the Japanese law.

象牙、玳瑁甲等产品的海外搬运违背华盛顿公约及国内法规禁止出口。

상아, 대모갑 제품등의 반출은 CITES 협약 및 국내법에 의해서 인정하지 않습니다.

En principe, l'export des produits d'ivoires et des tortues imbriquées est interdit sous la loi de CITES et la loi du Japon.